

議案第 39 号

大口町職員の給与に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 5 月 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、職員の給与に関して、国家公務員に準じた給与改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の大口町職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び大口町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（大口町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大口町条例第1号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大口町条例第26号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の1

5

(2) 再任用職員 72.5分の10

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>

## 改正要旨

### 1 改正の趣旨

令和3年人事院勧告に鑑み、国家公務員の給与改定に準じた改正を実施するものです。

### 2 改正の概要

- (1) 民間の支給割合との均衡を図るため、期末勤勉手当の支給月数を0.15月分引下げ、4.30月に改定します（現行4.45月）。また、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映します。（第20条関係）

	6月期	12月期	計
令和3年度 期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
令和4年度 期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月

加えて再任用職員については、期末勤勉手当の支給月数を0.1月分引下げ、2.25月に改定します（現行2.35月）。

	6月期	12月期	計
令和3年度 期末手当	0.725月	0.725月	1.45月
勤勉手当	0.45月	0.45月	0.90月
令和4年度 期末手当	0.675月	0.675月	1.35月
以降 勤勉手当	0.45月	0.45月	0.90月

- (2) 特例措置により、令和3年人事院勧告を受けた期末手当の引き下げ相当額（0.15月分）を、令和4年6月の期末手当で調整します。（附則第2項関係）

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月	1.275月（現行）→1.125月
勤勉手当	0.95月	0.95月

加えて再任用職員については、期末手当の引き下げ相当額（0.1月分）を、令和4年6月の期末手当で調整します。

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	0.725月	0.725月（現行）→0.625月
勤勉手当	0.45月	0.45月

### 3 施行期日

公布の日から施行します。